

給与所得や年金所得のみの方の入力例をご紹介します。

※国税庁HP「[確定申告書等作成コーナー](#)」より作成を開始してください。

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

- ① 税務署への提出方法を選択し、推奨環境の事前確認に同意して次へ
作成する申告書等の選択「令和元年分の申告書等の作成」→「所得税」を選択
- ② 「給与・年金の方」の「⇒作成開始」をクリック

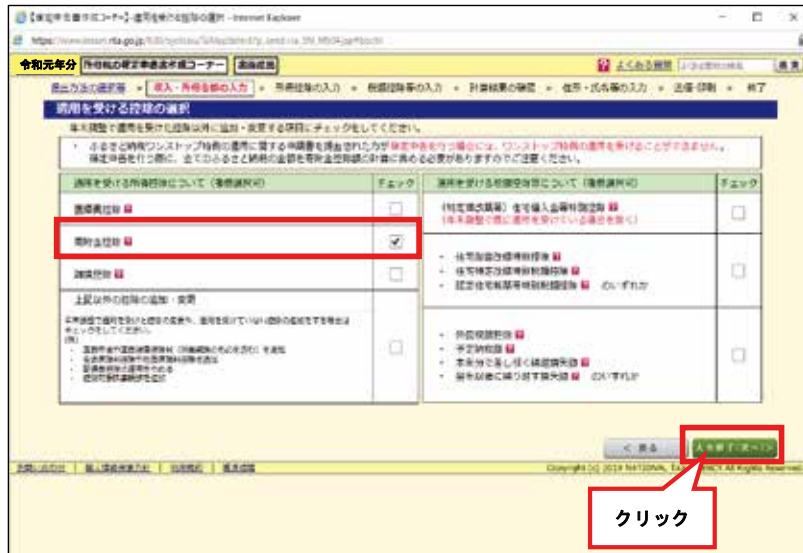
確定申告書類作成記入例（国税庁HPより）



- ③ 「提出方法の選択等」画面で生年月日を入力し、右下「入力終了（次へ）」をクリック
- ④ 「所得の種類選択」画面で、所得が「給与のみ」、「年金のみ」、「給与と年金の両方」の該当箇所にチェックを入れて、右下「入力終了（次へ）」をクリック
次の画面で所得金額等の情報を入力し、終わったら右下「入力終了（次へ）」をクリック

2020年1月
同志社女子大学

- ⑤ 所得の種類で「給与のみ」を選択した場合は、途中の「適用を受ける控除の選択」という画面で「寄附金控除」にチェックを入れ、右下「入力終了（次へ）」をクリック



- ⑥ 給与所得の入力（1～3）でお手持ちの源泉徴収票を参照の上、金額等を入力し、右下「入力終了（次へ）」をクリック

- ⑦ 「所得控除の入力」画面で、「寄附金控除」行の「入力する」をクリック



- ⑧ 「寄附先から交付された証明書等の入力」画面で「入力する」をクリック（緑色の別ページへ遷移）

- ⑨ 「寄附金控除、政党等寄附等特別控除」画面の項目を入力
 ・「寄附年月日」には、領収書右上に記載された日付を入力
 ・「寄附金の種類」を選択

一般的には
こちらが有利

- A 税額控除制度で申告する場合（5～7 ページ参照）**
 →公益社団法人または公益財団法人等に対する寄附金（下から 2 番目）を選択
- B 所得控除制度で申告する場合（8～10 ページ参照）**
 →上記以外の寄附金控除に該当する寄附金（一番下）を選択

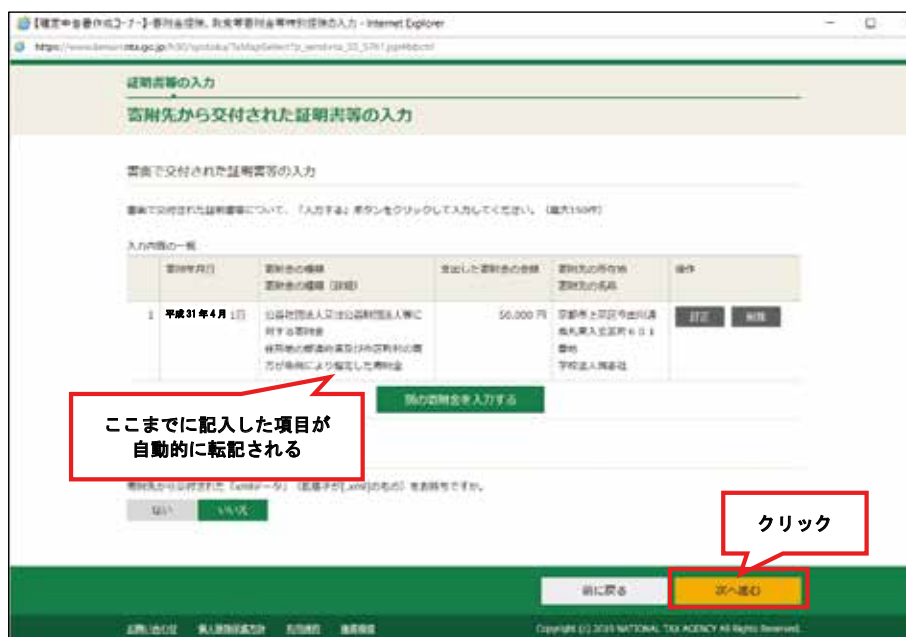
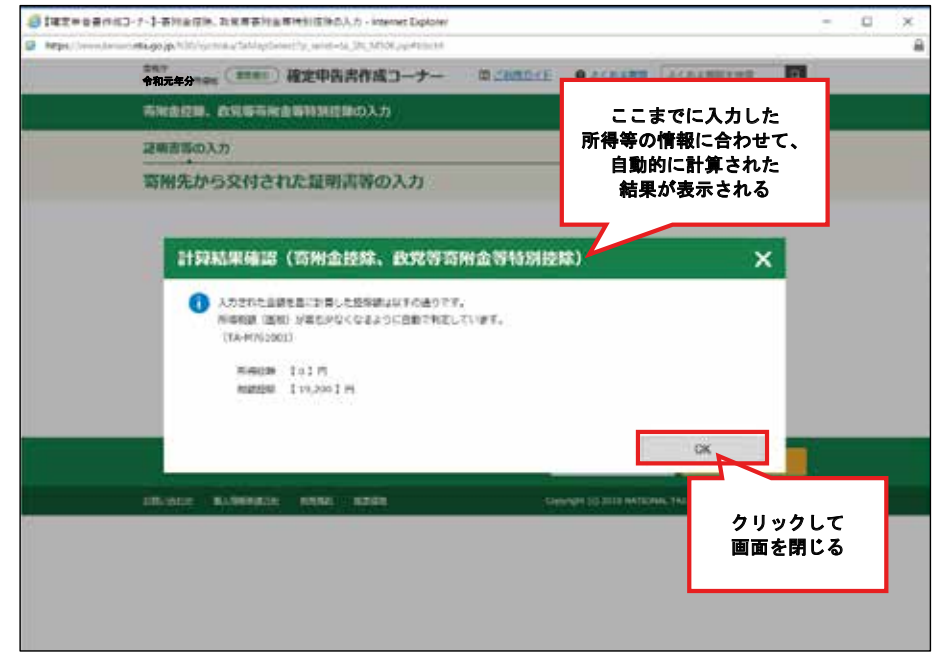
<税額控除制度と所得控除制度 共通入力事項>

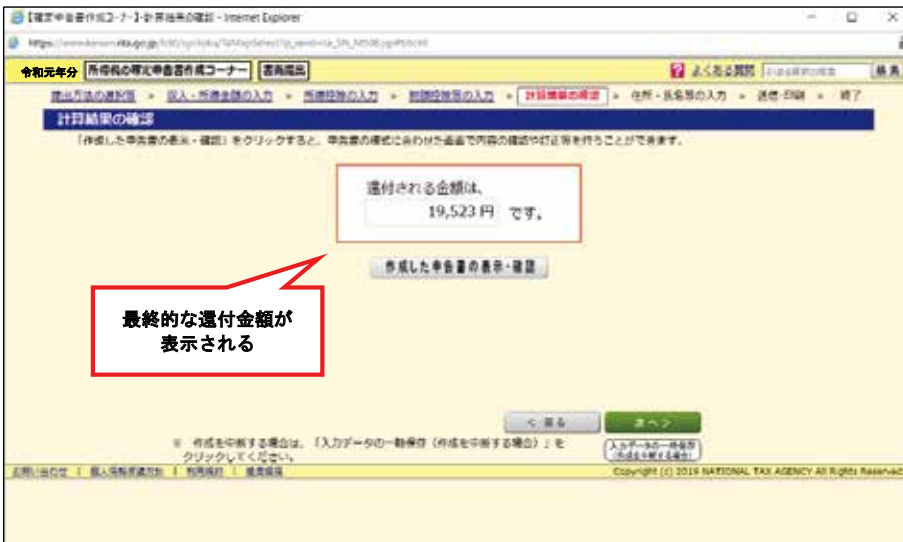
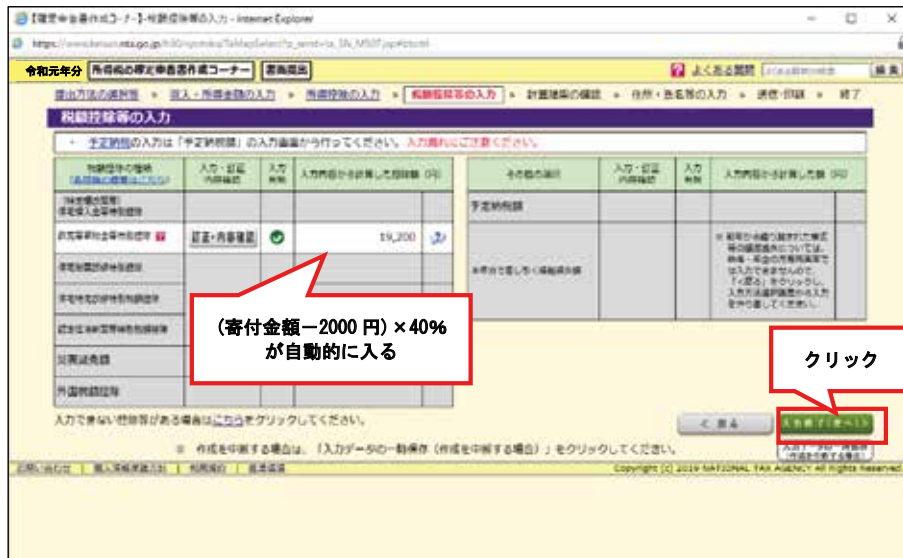
該当する行の前にある○をクリック（※2020年1月1日時点の住所で選択）

- (1) 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
 →**京都府京都市及び木津川市、大阪府大阪市**に在住の方が該当
- (2) 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
 →**京都府及び大阪府で（1）以外の市区町村**に在住の方が該当
- (3) 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
 →**対象となる市区町村はございません。**
- (4) 住所の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、
 又は不明な場合
 →**上記1～3に当てはまらない方が該当**

- ・「支出した寄附金の金額」に**寄付金額（領収書記載の金額）**を入力
- ・「寄附先の所在地」に「**京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地**」と入力
- ・「寄附先の名称」に「**学校法人同志社**」と入力
- ・右下「**入力内容の確認**」→「**入力終了（次へ）**」

<入力例> A 税額控除制度で申告する場合





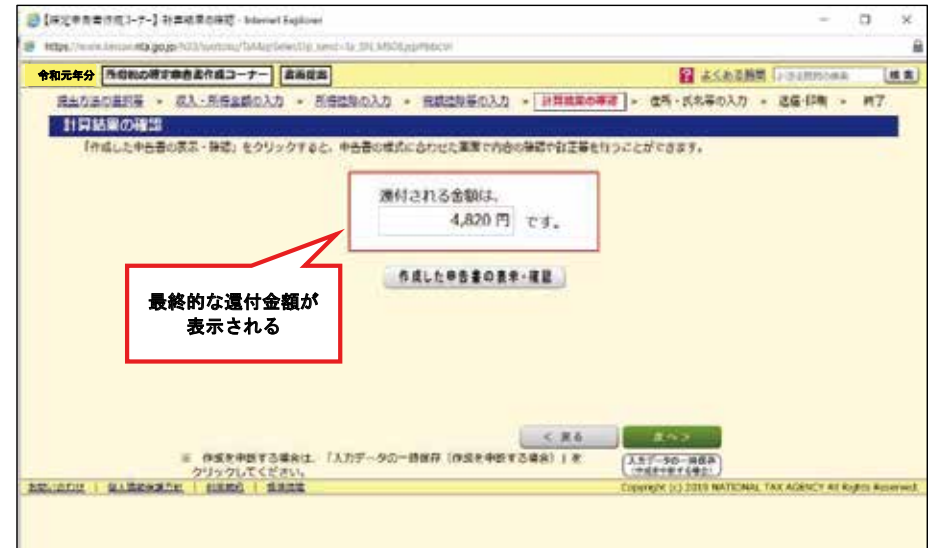
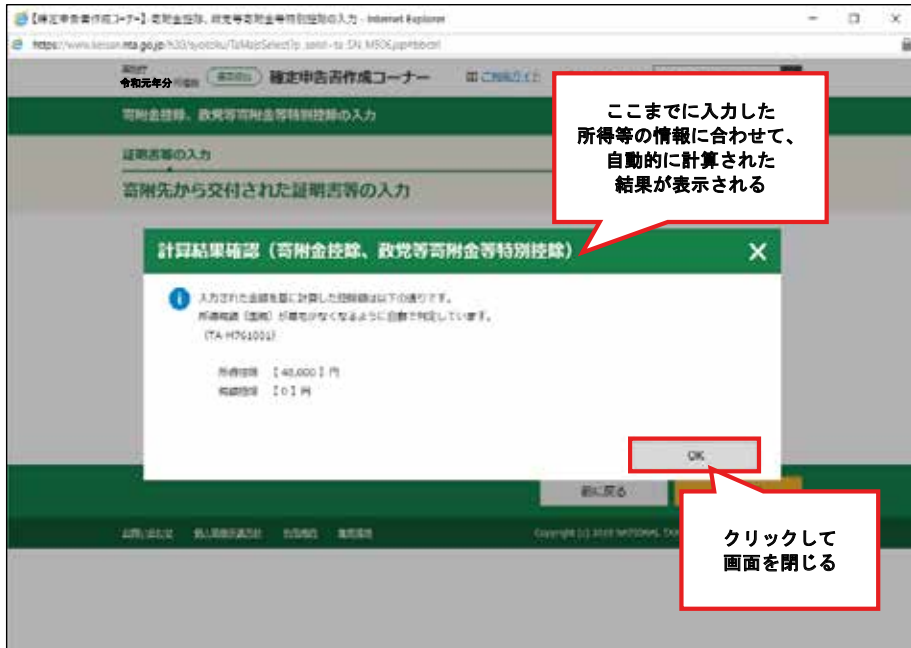
※この後、住民税等に関する事項、住所・氏名等、還付金受け取り方法（銀行口座等）、マイナンバー等を入力すると完成です。

※確定申告書類台紙には「領収証」及び「**税額控除に係る証明書**」を他の提出書類（源泉徴収票、マイナンバーカードの写し等）と一緒に貼付してください。

<入力例> B 所得控除制度で申告する場合

※P 4 までの情報は税額控除制度での申告と同様に入力してください。





※この後、住民税等に関する事項、住所・氏名等、還付金受け取り方法（銀行口座等）、マイナンバー等を入力すると完成です。
 ※確定申告書書類台紙には「領収証」及び「特定公益増進法人であることの証明書」を他の提出書類（源泉徴収票、マイナンバーカードの写し等）と一緒に貼付してください。

【見本】以下書類一式は入力いただいた情報が自動的に反映されます

(空欄の箇所にも実際には記載された数値が反映されます)

確定申告書 A または B 第一表 (見本は A)

令和 〇1 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

FA0114

住所: 京都市上京区今出川通寺町西入

氏名: 同女 花子

生年月日: 3000000

収入金額等: 給与 〇〇〇, 公的年金等 〇〇〇, 雑所得 〇〇〇, 配当 〇〇〇, 一時所得 〇〇〇, 合計 〇〇〇

所得金額: 給与 〇〇〇, 雑所得 〇〇〇, 配当 〇〇〇, 一時所得 〇〇〇, 合計 〇〇〇

所得から差し引かれる金額: 社会保険料控除 〇〇〇, 小規模企業共済等掛金控除 〇〇〇, 生命保険料控除 〇〇〇, 地震保険料控除 〇〇〇, 寡婦・寡夫控除 〇〇〇〇, 勤労学生・障害者控除 〇〇〇〇, 配偶者(特別)控除 〇〇〇〇, 扶養控除 〇〇〇〇, 基礎控除 〇〇〇〇, 雑損控除 〇〇〇, 医療費控除 〇〇〇, 寄附金控除 〇〇〇, 合計 〇〇〇

税の計算: 課税される所得金額 (5-22) 〇〇〇, 上の②に対する税額 (23) 〇〇〇, 配当控除 (24) 〇〇, 政党等寄附金等特別控除 (25) 19200, 復興特別所得税額 (26) 〇〇〇, 源泉徴収税額 (27) 〇〇〇, 申告納税額 (28) 〇〇〇, 納める税金 (29) 〇〇, 還付される金 (30) 〇〇, 配偶者の合計所得金額 (31) 〇〇〇, 雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額 (32) 〇〇〇, 未納付の源泉徴収税額 (33) 〇〇〇, 申告期限までに納付する金額 (34) 〇〇〇, 延納届出額 (35) 〇〇〇

その他: 扶養控除 (36) 〇〇〇〇, 基礎控除 (37) 〇〇〇〇, 雑損控除 (38) 〇〇〇, 医療費控除 (39) 〇〇〇, 寄附金控除 (40) 〇〇〇, 合計 (41) 〇〇〇

復興特別所得税額の記入をお忘れなく

【見本】確定申告書 A または B 第二表 (見本は A)

令和 〇1 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

FA0068

住所: 京都市上京区今出川通寺町西入

氏名: 同女 花子

所得の内訳: 雑所得 〇〇〇, 収入金額 〇〇〇, 源泉徴収税額 〇〇〇

雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項: 所得の種類 雑所得, 収入金額 〇〇〇, 必要経費等 〇〇〇

住民税に関する事項: 氏名 同女 花子, 生年月日 3000000, 別居の場合の住所 京都市上京区今出川通寺町西入

所得から差し引かれる金額に関する事項: 社会保険の種類 国民健康保険, 支払保険料 〇〇〇, 掛金の種類 国民健康保険, 支払掛金 〇〇〇

所得から差し引かれる金額 (見本は A): 社会保険料控除 〇〇〇, 小規模企業共済等掛金控除 〇〇〇, 生命保険料控除 〇〇〇, 地震保険料控除 〇〇〇, 寡婦・寡夫控除 〇〇〇〇, 勤労学生・障害者控除 〇〇〇〇, 配偶者(特別)控除 〇〇〇〇, 扶養控除 〇〇〇〇, 基礎控除 〇〇〇〇, 雑損控除 〇〇〇, 医療費控除 〇〇〇, 寄附金控除 〇〇〇, 合計 〇〇〇

復興特別所得税額の記入をお忘れなく

【見本】公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

【見本】添付書類台紙（表）

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成 元年分) 氏名 **同女 花子**

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	50,000
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	50,000
所得金額の合計額 ※50万円の場合		④	5,000,000
	④ × 40%	⑤	2,000,000

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
学校法人同志社	平成31・4・1	50,000 円

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 経路損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	2,000,000
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	50,000
2千円 - ②	⑧	2,000
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	19,200
平成 元年分の所得税の額 ※金額は個人により異なります	⑩	800,000
⑩ × 25%	⑪	200,000
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑬	19,200

申告書A第一表は⑩の金額、申告書B第一表は⑩の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除（申告書Aは⑩～⑫欄、申告書Bは⑩～⑫欄）に転記してください。
ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑩の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑩の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

平成 元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書添付書類台紙

令和

住所 (又は事業所、事務所など)	京都市上京区今出川通寺町西入	フリガナ 氏名	ドウジョウ ヘナコ 同女 花子
---------------------	----------------	------------	--------------------


のりしろ 本人確認書類(写)

※ 申告書を提出する際には、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付


◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

(表面)



(裏面)



◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「I 番号確認書類」の写しと「II 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

<h4>I 番号確認書類</h4> <p>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》</p> <ul style="list-style-type: none"> 通知カード 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。) <p>などのうちいずれか1つ</p>	+	<h4>II 身元確認書類</h4> <p>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 公的医療保険の被保険者証 パスポート 身体障害者手帳 在留カード <p>などのうちいずれか1つ</p>
--	---	--

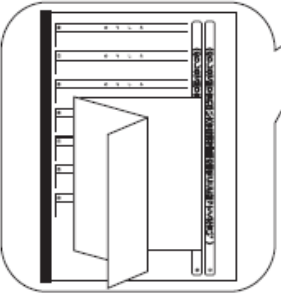
○ 申告に当たっては、上記①及び裏面の②から⑤の書類（該当するものに限ります。）などを、この台紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください。

源泉徴収票及び本人確認書類、その他必要な書類がございましたら貼付してください

【見本】添付書類台紙（裏）

⑧	のりしろ	<p>⑨</p> <p>⑩</p>
⑦	のりしろ	
⑥	のりしろ	
⑤	のりしろ	
社会保険料 小规模企業共済等基金 控除関係書類		
④	のりしろ	
生命保険料控除関係書類		
③	のりしろ	
地震保険料控除関係書類		
②	のりしろ	
寄附金控除関係書類		

寄付金額取証及び
寄付金控除に係る証明書を
こちらに貼付してください



〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉

〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉

寄付領収証とともにお送りした両面の用紙（寄付金の免税措置について）です

(所得控除に使用)

写

29受文科高第7号の86

所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書

法人の主たる事務所の所在地	京都市上京区今出川通 烏丸東入玄武町601番地
法人の名称	学校法人 同志社
代表者の氏名	理事長 八田 英二
法人の目的又はその設置する学校(専修学校及び各種学校を含む。)の名称	同志社 大学 同志社 女子 大学 同志社 高等 学校 同志社 香里 高等 学校 同志社 女子 高等 学校 同志社 国際 高等 学校 同志社 中 学 校

所得控除制度利用時はこちらを添付書類台紙に貼付してください。

同志社 幼稚園
同志社 国際学院 国際部

上記の法人は、所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる法人であることを証明する。

平成30年1月24日

文部科学大臣 林 芳正 印

※証明書の文部科学大臣、本学理事長の氏名は証明書発行日時点のものとなっておりますが、確定申告には支障ございません。裏面に税額控除用の証明書がございます。

寄付金の免税措置について

学校法人同志社は、文部科学省から寄付金募集について、証明書交付を受けております。ご寄付いただきました金額は、以下の基準により個人または法人の所得から控除され、税法上の優遇措置を受けることができます。

●寄付者が個人の場合(所得税)

「税額控除」と「所得控除」のいずれかを選択いただけます。

A. 税額控除

寄付金の額が2千円を超える場合、その超えた金額の40%に相当する額が所得税率に関係なく、その年の所得税から直接控除されます。

$$\text{〔寄付金額}^{\text{※1}} - 2\text{千円〕} \times 40\% = \text{減税額}^{\text{※2}}$$

※1…年間の寄付額が所得金額の40%を超える場合は、40%を限度とします。

※2…所得税額の25%を限度とします。

B. 所得控除

寄付金の額が2千円を超える場合、その超えた金額はその年の所得から差し引くことができます。

$$\text{〔寄付金額}^{\text{※1}} - 2\text{千円〕} \times \text{所得税率} = \text{減税額}$$

所得控除額 課税される年間所得に同じ、5～45%の所得税率

所得金額に応じた税率をかけて控除が決定

※1…年間の寄付額が所得金額の40%を超える場合は、40%を限度とします。

※住民税の税額控除については、裏面をご覧ください。

●寄付者が法人の場合

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、次の限度額まで損金算入が認められます。

特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額の計算方式

$$\left\{ \left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12\text{ヶ月}} \times \frac{3.75}{1000} \right] + \left[\text{寄付金支出前の} \times \frac{6.25}{100} \right] \right\} \times \frac{1}{2}$$

※一般寄付金の損金算入限度額の計算方式

$$\left\{ \left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12\text{ヶ月}} \times \frac{2.5}{1000} \right] + \left[\text{寄付金支出前の} \times \frac{2.5}{100} \right] \right\} \times \frac{1}{4}$$

なお、法人が損金として支出した寄付金で、その寄付金の支出の相手方、目的等からみてその法人の役員個人が負担すべきものと認められるものは、その役員に対する給与として取り扱われますのでご注意ください。

以上

左記証明書⑥を、当該年度の確定申告の際、本学発行の寄付金領収証とともに所轄税務署又は自治体にご提出ください。

切
り
取
り
線

●住民税の控除について

特定公益増進法人の認可を受けている学校法人が、自治体の条例によって認定された場合、住民税が寄付金控除の対象となります。

個人がその年に支出した寄付金の額が2千円を超える場合で、住民税を納税されている自治体が認定した学校法人に寄付された場合は、住民税の控除を受けることができます。下記の注意事項をよくご覧ください。なお、詳細は住民税を納税されている各自治体にお問合せください。

(現在、条例により認定されている自治体)
京都府、京都市、木津川市、大阪府、大阪市

※上記の他、条例の指定によらず住民税控除を受けることが可能な自治体があります。詳細につきましては住民税を納付されている自治体までお問合せください。

(注意事項)

1. 所得税及び住民税両方の寄付金控除を受けられる場合、所得税の確定申告をしてください。
2. サラリーマン又は年金所得者で、所得税の確定申告をせず、住民税の寄付金控除の適用のみ受けられる場合、各自治体に申告してください。
3. 住民税は1月1日時点の住所地において課税されるため、寄付をされた年に、寄付者が適用区域外に転居された場合、転居先の自治体において本学が条例指定されていない場合は、住民税の寄付金控除の適用は受けられません。
4. 同様に、寄付された時点で住所地の自治体为本学に対する寄付金を条例指定していない場合であっても、寄付された年に、寄付者が本学が条例指定された自治体に転居した場合は、住民税の寄付金控除の適用が受けられます。

(税額控除に使用)



28文科高第819号
平成28年12月9日

学校法人 同志社
理事長 水谷 誠 殿

文部科学大臣
松野 博 一 印

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成28年12月9日 から 平成33年12月8日 まで

税額控除制度利用時はこちらを
添付書類台紙に貼付してください。

※証明書の文部科学大臣、本学理事長の氏名は証明書発行日時点のものとなっておりますが、確定申告には支障ございません。裏面に所得控除用の証明書がございます。